

「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」 キャンペーンの概要

令和3年度は、成年年齢引下げ施行に向けた最後の1年



「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン

として関係省庁と連携しつつ、地方公共団体・大学等、関係団体、メディア等も巻き込んだ重層的取組を行う

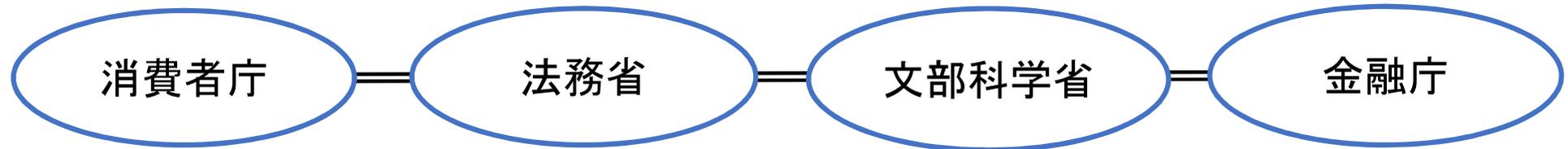
- 消費生活上の契約、家計管理等に関する教育
- 消費者被害防止に資する教育

※平成30年のアクションプログラムの内容はキャンペーンに取り込んで実施。



令和3年4月～取組をスタート

<「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン>



関係4省庁が連携し、各々の立場から関係各所に働き掛け重層的に取り組む



4省庁決定事項

地方公共団体・大学等
への働き掛け
(都道府県(教育委員会含む)、
大学等への働き掛け 等)

関係団体への
働き掛け
(消費者団体、日弁連、
金融関係団体 等)

イベント・メディアを通
じた周知
(イベント・セミナー、
SNS等の活用 等)

コンテンツの充実・活用の促進

(各種動画、授業用教材 等)

地方公共団体・大学等への働き掛け

【4省庁連携】

- 都道府県(教育委員会含む)、大学等への働き掛け(関係省庁連名の通知)

【消費者庁】

- 地域における消費者教育等の充実・強化に向けた地方公共団体への直接的な働き掛け
- 地方公共団体、関係団体と連携した高校・大学向け出前講座の実施
- 情報発信、セミナー開催等の実施について関係団体へ働き掛け
- 徳島の高校で実施した消費者教育のベストプラクティス等を横展開

【文部科学省】

- 「消費者教育アドバイザー」の派遣の実施

【法務省】

- 地方公共団体で実施している教員向け研修への講師派遣の実施
- 高校等における成年年齢引下げをテーマとした若者との意見交換会(オンライン含む)の実施

【金融庁】

- 高校・大学等での金融経済教育に関する出張授業(オンライン含む)の実施
- 地方公共団体で実施している教員向け研修への講師派遣の実施

関係団体への働き掛け

【4省庁連携】

- 消費者団体、日弁連、金融関係団体等、各省の若年者に関連する団体を通じた注意喚起・情報発信を働き掛け

イベント・メディアを通じた周知

(イベント)

【4省庁連携】

- シンポジウム・セミナー等の開催(4省庁連携)

【消費者庁】

- 地方公共団体と連携したシンポジウム等の開催
- 成人式等を活用した取組の働き掛け
- 消費者月間や若年者が多く参加するイベントを活用した情報発信

【文部科学省】

- 消費者教育フェスタの開催

【法務省】

- 教員向け法教育セミナー等の開催

(メディアを通じた情報発信)

【4省庁連携】

- テレビ等を活用した周知

【消費者庁】

- インターネット広告、SNS広告等を活用した周知
- 消費者庁専用Twitter、若年者向け消費者情報発信用LINEアカウント及び特設サイトを
活用した周知

【法務省】

- インターネット広告を活用した成年年齢引下げの周知

コンテンツの充実・活用の促進

【4省庁連携】

- 実践的な消費者教育に資するコンテンツを作成し、情報発信に活用

【消費者庁】

- 契約、家計管理や消費者被害拡大防止等に資する動画等を作成し、SNS等での情報発信に活用
- 特別支援学校向け教材、若年者向けアプリ教材等を作成し、高等学校等での活用を促進

【法務省】

- 成年年齢引下げに向けた高校生向け法教育リーフレットを作成・配布し、活用を促進
- 成年を迎えるに当たって知っておきたい知識を集約し、マンガ、クイズや解説を交えて伝える特設ウェブサイトのコンテンツを追加し、活用を促進

【金融庁】

- 年齢層別の動画コンテンツを作成し、活用を促進

○消費者庁「18歳から大人」Twitterアカウントの開設

https://twitter.com/caa_18sai_otona

← 消費者庁「18歳から大人」
1件のツイート



2022年4月から、成年年齢が18歳に!

¥儲かるよ!

キレイになるよ!

友達誘わない?

初回無料!

おいしい話にはウラがある

契約トラブルで困ったら!?

188

プロフィールを編集

消費者庁「18歳から大人」
@caa_18sai_otona

2022年4月から成年年齢が引き下げられ、「18歳から大人」に！大人になると一人で契約ができるようになるなど、世界が広がりますね！でも注意も必要です。消費者庁では、大人になる方に向けたいろいろな情報をお届けしていきます。

[自己紹介を翻訳](#)

◎ 東京都千代田区霞が関 caa.go.jp/policies/polic...

📅 2021年3月からTwitterを利用しています

0 フォロー中 1 フォロワー

← 消費者庁「18歳から大人」
1件のツイート

ツイート ツイートと返信 メディア いいね

消費者庁「18歳から大人」 @caa_18sai_otona · 5分 ...

【#18歳から大人 まであと375日】「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン実施決定！2022年4月からは18歳で大人！一人で契約ができるようになるなど世界が広がりますが、注意も必要です！いま見るべき情報を #18歳から大人 で発信していきます！
#18歳から大人
caa.go.jp/policies/polic...



2022年4月から、成年年齢が18歳に!

¥儲かるよ!

キレイになるよ!

友達誘わない?

初回無料!

おいしい話にはウラがある

契約トラブルで困ったら!?

188

🗨️ 🔄 ❤️ 📌 📄

○消費者庁「18歳から大人」特設ページの作成

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

The screenshot shows the top navigation of the Japanese Consumer Affairs Agency website. It includes the agency's logo, a home button, and a main menu with categories like 'Policy', 'Laws', and 'Publications'. A breadcrumb trail is visible at the bottom of the header: 消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 消費者教育推進 > 消費者教育 > 「18歳から大人」特設ページ.

「18歳から大人」特設ページ

2022年4月1日から民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成人になる(成年に達する)と、保護者の同意なしに契約などができるようになり、これまで未成年者取消権が認められていた18歳、19歳の方は、未成年者取消権が認められなくなります。「18歳から大人」として行動できるよう、関係省庁が連携して取組を推進していきますので、関連する情報を掲載します。

▶ 消費者教育推進

▶ 消費者教育

▶ 消費者への普及啓発

▶ 公表資料

▶ 会議・研究会等

新着情報

3月22日 ▶ 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンを決定しました。

3月22日 ▼ 消費者庁「18歳から大人」Twitterを開設しました。

3月12日 「18歳から大人」特設ページを公開しました

消費者庁「18歳から大人」Twitter情報

成年年齢引下げに関連する情報、若年者の消費者トラブル防止に資する情報やイベント・コンテンツ情報等を、消費者庁「18歳から大人」Twitter(#18歳から大人)で発信します。

[消費者庁「18歳から大人」Twitterはこちら](#)

動画

消費者庁

ゆりやんレトリバアのラップ動画

- ▶ ゆりやんレトリバアのラップ動画
成年年齢—大人になる君へのメッセージ—



- ▶ ゆりやんレトリバアのラップ動画
詐欺被害—お金と契約と友達と—



「身近な契約のチェックポイント」、「未来のためにできるちょっとイイこと エシカル消費」

- ▶ 導入動画(TOTAL:30秒)



- ▶ 身近な契約のチェックポイント

コンビニでの買物、SNSの投稿...何気ない行為に伴う契約のチェックポイントについて考えてみませんか。(TOTAL) 5分50秒

身近な契約の
チェックポイント

○コンテンツの作成（「18歳から大人」特設ページ等にて発信）

【ゆりやんレトリィバァのラップ動画（吉本興業と連携）】



【18歳から大人（新生活応援チラシ）】

18歳から大人! (新生活応援)

考える! 新成人!
2022年4月から、成年年齢が18歳になります。契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。

大人なので、取り消せません。
成人として契約を結ぶことは、取り消すことができません。

大人なので、契約できます。
成人として契約を一人で結ぶことができます。

大人なので、必ず確認。
契約を結ぶ際には、事前に契約内容を確認しましょう。

大人なので、無理はしない。
本意に反しているのに、自分の収入に見合った買い物を。

新成人、こんなトラブルにご用心!

こんなトラブルに注意!

- 1 定期購入**
事例: 動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求が来た。
アドバイス: 契約内容をしっかり確認しましょう!(1回?継続?) 契約条件をしっかりと確認しましょう!(解約方法など) 証拠を残すため事業者側に連絡した記録を残しましょう!
- 2 美容医療**
事例: 美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。
アドバイス: 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるような確認をしましょう! 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得してからで契約しましょう! ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましょう! その美容医療は「今すぐ」必要? 最後にもう一度、確認しましょう!
- 3 もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)**
事例1: 先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばコースに入ると言われた。
事例2: マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすすめられ、絶対もうかると言われて投資をしたが、出金できなくなった。
アドバイス: 怪しい話は、はっきり断りましょう! 投資には必ずリスクがあります(価格が変動し損をする可能性があります!) オンラインサポートでの相談が得意で、実際に相談し、納得しない! 被害者の立場から、加害者に(友達を誘うこと)になってしまうことも! 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう!

「契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットラインまでお電話ください。」

188

消費生活センター 消費生活相談ダイヤル

消費生活 法務省
文部科学省 金融庁